

事実解明と提言について

平成24年10月28日遺族有志は、それまでの市教委との話し合いを経て、「意思決定が遅れたこと」「避難ルートの判断ミス」の2点について検証すべきだと明示、その後スタートした検証委員会は、最終報告で、事故の原因は「意思決定の遅れと避難ルートの判断ミスの2点」とし、どうしてそうなったのかは「明らかにすることができなかった」とした。

つまり、なぜ事故が起きたのかは明らかにできなかったということになる。ところが「事実が明らかにならなくても提言はできる」と開き直って説明。矛盾している。

検証報告書「はじめに」より

東日本大震災では、他にも多くの学校が津波に襲われたが、これほどまでに大きな犠牲が生じたのは大川小学校のみである。このため、家族たちは「なぜ、大川小学校だけが？」を知りたいと願っていた。その問いに対して我々が出し得た答えは、次のようなものである。

すなわち、この事故の直接的な要因は、避難開始の意思決定が遅く、かつ避難先を河川堤防付近としたことにある。しかしその背後には、次の二つの面で数多くの要因があった。

①学校における防災体制の運営・管理がしっかりとした牽引力をもって進められず、また教職員の知識・経験も十分でないなど、学校現場そのものに関わる要因

②津波ハザードマップの示し方や避難所指定のあり方、災害時の広報・情報伝達体制など、災害対策について広く社会全体として抱える要因

これらの背後要因は、個別には、他の学校現場にも見受けられることであつたり、日本全国に共通する防災上の課題であつたりする。大川小学校の事故はその全てが重なったために起きたのであり、どれか一つでも取り除かれていれば、惨事は防ぐことができた。

検証委員会は、記者会見で「全ての要因の一つでも取り除かれたらというが、その全てとはどれか。」と問われ、「24の提言の裏を読んでもらえたら分かる。」と答えている。

24の提言は、ほとんどが大川小学校の事故がなくても作れるものである。《別紙》たとえば、教員養成課程や、教職員の研修において防災の意識、知識を高めること（提言①②③）が謳われている。また、行政無線の戸別受信機⑥監視カメラ⑦の設置、校舎は高台に建てる⑭べきで、できるだけ高く設計する⑮ことが掲げられている。

たしかに、これらがなされていれば事故は防げたかもしれない。しかし、「大川小だけが救えなかった」要因ではない。他の学校はもっと厳しい条件でも避難して助かっている。山やスクールバスをはじめ、救える状況があつたこと、児童や迎えに来た保護者をはじめ複数の人が危機感をもっていたことを曖昧にし、検証の材料にしていない。事実に基づいていないので、東京にいても書けるような提言を並べるしかなかった。

提言13に「防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。」とあるが、これは学校管理下で起きた今回の事故をふまえた提言ではない。取り消さなければならぬ。

唯一、提言3から「子どもの命を最優先にしていなかった」ことが分かる。「意思決定が遅れ、川に向かった」のは、子どもの命が最優先ではなかったからである。なぜ、子どもの命が最優先にならなかったのかを検証すべきである。

2 4 提言の根拠＝検証委員会の考える大川小事故につながった要因。(20～24は事後対応、検証が失敗した要因)

- 提言 1 教員養成課程において学校防災の位置づけられていなかった。
- 提言 2 教職員に対する防災・危機管理研修が充実していなかった。
- 提言 3 **迷ったときに命を第一に考えなかった。**教職員のコミュニケーションが不足していた。
- 提言 4 災害対応マニュアルが不備だった。
- 提言 5 災害マニュアル策定、確認体制が十分ではなかった。
- 提言 6 防災行政無線の個別受信機、衛星電話等が設置されていなかった。
- 提言 7 災害時には自ら情報を取りに行くという意識がなかった。監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置していなかった。
- 提言 8 住民、保護者及び関係機関が連携・協議する場を設け、学校の災害対策マニュアルの確認とその改善に向けた検討がなされていなかった。
- 提言 9 避難所運営を教職員に依存していた。
- 提言 10 各種災害を想定し、また津波や洪水等の垂直避難を要する緊急避難の場合と、生活（収容）避難を識別していなかった。
学校は、子どもの命・安全の確保を最優先に考えていなかった。その上で住民の避難所運営にどのように協力できるかを主体的に検討しなかった。
- 提言 11 考えられる災害を最大限想定し、その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法を共有し、その訓練をしていなかった。
- 提言 12 **子どもの引渡し方法について、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図るとともに、定期的に引渡し対応訓練を実施していなかった。**
- 提言 13 個々の教職員が地震・津波といった自然現象に関する確かな基礎知識と防災意識を持っていなかった。学校近隣の地域環境的状况に精通していなかった。

※提言13に

防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。とあるが、これは学校管理下で起きた今回の事故をふまえた提言ではない。（取り消しを）

- 提言 14 学校が高台に建設されていなかった。
- 提言 15 安全を確保できる高さの校舎ではなかった。
- 提言 16 ハザードマップの作成過程がおかしい。内容が「安心情報」になってしまった。
- 提言 17 専門家は、災害の危険性について住民が正しく理解できるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションをとることができていなかった。
- 提言 18 避難所の指定に際し、必要な配慮が足りなかった。
- 提言 19 災害時における学校や住民等への適確な情報伝達が確実にできなかった。
.....
- 提言 20 市町村及び市町村教育委員会には、学校が被災した場合、事故対策本部が活動を速やかに展開できるような計画がなかった。
- 提言 21 文部科学省は、事後対応における上記の取り組みを実現するため、あらかじめ学校事故・災害の被災者・遺族支援に関するガイドラインを策定していなかった。
- 提言 22 子どもに対する聴き取り等の配慮に欠けていた。
- 提言 23 調査・検証が進まなかったのはガイドラインがなかったことと、市教委がメモを廃棄するなどしたため。
- 提言 24 会議をどの程度まで公開するかについて慎重に判断しなかったため検証が十分できなかった。